

第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及
び当該体制の運用状況」

計算書類の「個別注記表」

第14期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

フリー株式会社

法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.furyu.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものであります。

なお、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務を適正に確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- イ. 取締役会は取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ロ. 当社は監査役会設置会社であり、各監査役は取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。監査役会は、監査役会規程・監査役監査基準等を文書化し、内部統制システムの有効性を検証し、課題の早期発見に努め、課題を発見した場合は取締役会に是正を求める。
- ハ. 当社は、法令違反行為等を発見した通報者の保護を図りつつ、透明性を維持した適切な内部通報体制を整備する。
- ニ. 当社は、印紙税法・下請法・著作権法など、業務を行うにあたり必要な諸法令に関する研修を適時社内にて開催する。
- ホ. 反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制を整備する。また、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、警察等の外部専門機関から適切な助言、協力を得ることができるよう平素より連携強化を図り、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、決裁書その他取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。
- ロ. 前項の文書及び情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ハ. 「文書管理規程」及び他関連規定は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- イ. 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に係わる重要な情報の報告が行われるようにする。
- ロ. 「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」、「経理規程」、「個人情報管理手順」、「秘密情報管理規程」、「売掛債権管理規程（信用調査）」、「リスク管理手順」等の規程に基づき、リスク管理責任者がリスク管理に関してこれを統括し、取締役及び各部門担当者とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するものとする。
- ハ. 安全及び環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムを適切に運用するとともに、大地震などの突発的なリスクの発生により全社的な対応が重要である場合は、代表取締役を責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- イ. 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供するように努力する。
- ロ. めまぐるしく変化する経営変化にも対応できるよう、取締役の任期を1年とする。
- ハ. 「経営会議」にて経営・業務執行に関する事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る体制を整えることとする。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- イ. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに重要事項についての事前協議を行う。
- ロ. 子会社は、その事業の性質及び規模に応じて各社の規定に従って事業や投資に関するリスクを管理し、当社は関係会社管理規程に基づき管理本部担当役員の統括の下、子会社管理担当部署及び関連部署が子会社からの報告の受領及び情報収集をして当該子会社のリスク管理をする。
- ハ. 子会社の取締役会・経営会議に当社役員及び子会社管理担当者が出席し、管理監督を行う。
- ニ. 当社は、子会社を含めた中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎の年度計画及び予算配分等を定める。

- ホ. 子会社の適正な業務遂行を確認するために、当社の監査役による監査や当社内部監査部門による監査を適宜実施する。
- ヘ. 子会社の役職員が外部の弁護士等に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
- ト. 当社は、子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合に、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

- イ. 当社は、監査役の職務を専属で補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる体制を整える。
- ロ. 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない体制を整える。
- ハ. 指名された使用人は、監査役の指示に基づき、社内各部門及び子会社に対して監査役監査に必要な情報の提供を求めることができる。
- ニ. 指名された使用人は、監査役の指示に基づき、内部監査室、社外取締役及び子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報の共有を補助する。

⑦監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - i. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理体制・手続きに関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不正行為等を認識したときは、遅滞なくその内容を監査役又は監査役会に報告するよう努める。
 - ii. 当社の内部通報取扱規程において、当社の役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、内部通報窓口でもある当社監査役に対して通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

- iii. 監査役は取締役会に参加し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるよう努める。
- . 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - i. 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ii. 子会社の役職員が当社監査役に直接報告することができる制度を整備するとともに、当社監査役に対して報告をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。また、子会社の内部通報制度窓口担当者は、内部通報の状況について適宜当社監査役に報告するものとする。
 - iii. 当社内部監査室、子会社監査役、子会社管理担当部署は、適宜当社監査役に対し、当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

- イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- . 監査役は、必要に応じ、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）に相談することができ、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- イ. 監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
- . 監査役会は代表取締役及び取締役会に対し、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
- ハ. 監査役会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役会に出席し、必要に応じて内部監査室に調査を求める。監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

①内部統制システム全般について

当事業年度において、内部統制システムが適切に運用されており、重大な欠陥や不備が存在しないことを確認しております。

②重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は14回開催され、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について、法令及び定款等への適合性、業務執行の適正性の観点から審議が行われました。また、取締役の職務執行の適法性及び適正性を高めるために、独立社外役員が出席しております。また、定期的に行われる経営会議にて経営・業務執行に関する事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る体制を整えております。

監査役会は14回開催され、取締役の職務執行状況、法令及び定款等の遵守について監査いたしました。

③リスクマネジメント

当社では、「リスク管理規程」「リスク管理手順」等の規程に基づき、リスク管理責任者がリスク管理に関してこれを統括し、定期的に取り締役に報告することを通じて、適切なリスク管理を行っております。さらに、リスクマネジメントの体制整備のために、危機管理にかかるマニュアルの整備、品質管理体制の強化、反社会的勢力の排除に対する取引先チェック体制の強化等を実施しました。

また、内部通報制度について、社内窓口（当社監査役）及び外部窓口（外部業者に委託した「企業倫理ホットライン」）を設け、全従業員に周知するとともに、コンプライアンス及びリスクに関する懸念事項、職場環境等に関する相談など匿名を含め幅広く受け付け、リスクの早期発見と改善に努めました。また、内部通報取扱規程において、内部通報者に対する不利益な取り扱いをしない旨定め、厳格に運用しております。

④内部監査の実施

当事業年度において、内部監査基本計画に基づき、専門性、独立性を有する内部監査室による当社及び子会社の内部監査を実施しました。

⑤監査役

監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、取締役会には監査役全員が、経営会議その他に重要会議には常勤監査役が出席して、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を確認しております。また、随時、代表取締役、取締役、内部監査室及び会計監査人と会合をし、情報交換及び意見交換を行っております。

⑥主な教育・研修の実施状況

従業員に対して、業務を行うにあたり必要な法令に関する研修のほか、事業が対峙せざるを得ないリスクに関する教育研修を適宜実施しております。また、役員に対しても適切なガバナンス体制構築に係る研修を実施しております。

⑦子会社管理

子会社の取締役会・経営会議に当社からの派遣役員及び子会社管理担当者が出席し、管理監督を行うとともに、業務報告会等で事業の状況に関する定期的な報告を受け、重要事項についての事前協議を行いました。また、当社は関係会社管理規程に基づき管理本部担当役員の統括の下、子会社管理担当部署が子会社からの報告の受領及び情報収集して当該子会社のリスク管理を行いました。なお、子会社であった、株式会社ウィーヴとの合併（2019年7月1日付）及び株式会社コアエッジの株式譲渡（2019年11月15日付）により、2020年3月31日時点において当社の子会社はございません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のない有価証券	移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に依拠して入手可能な直近の計算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	
店舗用資産	定額法
上記以外	定率法
	主な耐用年数
建物	2～39年
工具、器具及び備品	2～15年
賃貸用資産	5年
リース資産	
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
無形固定資産	
	定額法
	主な耐用年数
ソフトウェア	5年

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、当社は退職給付信託を設定しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保等に供している資産

流動資産

その他（預け金） 30,000千円

（注）上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,362,786千円

(3) 取締役に対する金銭債務

6,629千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

9千円

販売費及び一般管理費

16,272千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益

1,956千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

28,296,000株

(2)当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

935,672株

(3)配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額

848,870千円

1株当たり配当額

30円

基準日

2019年3月31日

効力発生日

2019年6月6日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額

1,094,413千円

1株当たりの配当額

40円

基準日

2020年3月31日

効力発生日

2020年6月5日

(注) 1株当たりの配当額40円には、上場5周年記念配当5円を含んでおります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	53,311千円
未払費用	256,257千円
未払事業税	12,484千円
貸倒引当金	6,988千円
減価償却費	304,918千円
研究開発費	21,503千円
退職給付引当金	249,115千円
繰延ヘッジ損益	2,116千円
その他	119,463千円
繰延税金資産小計	1,026,158千円
評価性引当額	△77,034千円
繰延税金資産合計	949,124千円
繰延税金負債	
投資有価証券	△18,202千円
その他	△5,069千円
繰延税金負債合計	△23,272千円
繰延税金資産の純額	925,851千円

6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金等で運用しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って与信管理を行い、主な取引先の信用状況を適時に把握する体制としております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する株式、投資事業組合への出資であり、それぞれ市場価格等の変動、投資先の事業リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、業務上の関係を有する株式及び投資事業組合については、定期的に発行体の財務状況を把握し、取締役へ報告する方針としております。

また、デリバティブは、外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため為替予約取引を行っていますが、このデリバティブ取引は、当社の運用基準に従い実需に伴う取引を行い、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針としています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
現金及び預金	12,706,286	12,706,286	－
受取手形及び売掛金、 並びに電子記録債権	4,317,099	4,317,099	－
支払手形及び買掛金、 並びに電子記録債務	(2,186,086)	(2,186,086)	－
リース債務	(334,401)	(346,159)	(11,758)
デリバティブ取引(*2)	(6,912)	(6,912)	－

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金、売掛金及び電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

買掛金及び電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

（注2）投資事業組合への出資49,967千円は、市場価格等がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	694円22銭
1 株当たり当期純利益	108円54銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。